



# 労供事業を土台に 派遣事業体を設立 職能組合としての自立と協同

労供労協は、昨年の総会で派遣事業体を検討していくことを確認し、これまで準備会を設けて準備してきました。現在、この派遣事業体を企業組合として設立する準備が急ピッチで進んでいます。

派遣事業体の設立の意義や派遣事業体の性格、今後の運動のあり方などについて林事務局長に話を聞きました。  
(文責・事務局)

Q1. 労供労協が派遣事業体を検討した理由は?

A1. 労供事業だけではどうして労供事業だけではないのですか?

問題は「事業主性」です。労供事業組合が社会的に事業主と認められています。そのためには社会労働保険などの適用団体として認められず、派遣事業を用意することにより、擬制的に労供の事業主性を確保します。

Q2. 派遣事業体について労働省の考えは?

A2. 労働組合の労供事業を基礎とした上で、派遣事業体を組

その後の事業展開に協力を要請します。

Q4. 株式会社と企業組合との違いはなんでしょうか?

A4. 企業組合は、協同組合法に基づく「協同組合」の一種ですから、一人一票の原則、配当金の制限、一人あたりの出資金の制限など、営利性・投機性を仕組みとして排除しています。

Q5. 企業組合の連合体(仮称・クラフトユニオン)はどんな役割があるのですか?

A5. 連合体と考えているわけにはなく、あくまでも労供労協の中のひとつのグループとして機能していくことになります。

Q6. 労働運動として、派遣事業体の企業組合はどんな意味を持っていますか?

A6. 派遣会社には100万人を超える労働者が組織(登録)されています。派遣会社はどの組織力を背景に毎年、派遣料の引き上げ交渉をします。これは本来労働組合の役割です。

Q7. 今後の展望などについて一言お願いします。

A7. 参加する人たちの自立と協同の意識の高揚が第一、職能的・社会的自立と協同です。そして多くの労働組合、協同組合の理解と協力を得ることが

ただでなく、「労働運動に新たな展望を開く」位置づけで、

いなければいい。許可の有効期間の五年は間違ない。更新手続きの簡素化を考えているので要望があれば出してほしい。

労供事業の許可条件についても、供給地域の範囲を全国にするなどについてはその必要性が明らかかれない。許可の有効期間の五年は間違ない。更新手続きの簡素化を考えているので要望があれば出してほしい。

労供事業の許可条件についても、供給地域の範囲を全国にするなどについてはその必要性が明らかかれない。許可の有効期間の五年は間違ない。更新手

労供労協は、さる四月一二日(月)、労供事業の運用に関して労働省と交渉しました。労供労協からは林事務局長ほか四名、労働省側からは職業安定局民間需給調整事業室田中審議官、労働者派遣事業室田中審議官が出席しました。

以上が要請書に対する主な回答です。この他、労供労協からは、派遣会社の派遣期間は一年だが、労供からの派遣はそれを超える長い期間のものもあるので検討してほしいと述べた。田中審議官は三年程度を考へていると答えました。しかし、労供事業の場合、職種にもよるが、それをはるかに超える期間供給している実態を述べると、田中審議官は、いろいろと話を聞かせてほしいと述べることになりました。また、日雇労働者の雇用保険の受給要件の緩和に対しては、担当部署が違うので、その旨関係部署に伝えると述べました。

いずれにしても、労働組合が作る派遣事業体については、労供労組合として具体的な要望事項をまとめ、再度労働省に要請書を提出するなど交渉を重ねる必要があります。

(要請内容の要旨)

①供給地域を全國に、労供事業の有効期間五年、許可及び更新の手続きの簡素化。(2)労働組合がつくる派遣事業体の要件(派遣元責任者の要件(実務経験三年)は、労供事業の実務経験でもできるように検討する。財産的基礎については、一通達などで保障する)。